

令和8年1月20日スタート!

ヤナカ YANACAアプリ はじまります!



柳井市運賃助成券YANACAが、スマートフォンで利用できるアプリに対応します。
YANACAアプリのQRコードで料金のお支払い、残高や支払履歴の確認もできるようになります。

スマートフォンで
YANACAが
使えます。

残高確認も
カンタンに。

YANACAアプリの使い方

1

YANACAアプリをインストール

スマートフォンから、右のQRコードを読み込んで、
YANACAアプリをインストールしてください。



Google PlayはGoogle LLCの商標です。
App Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。

2

利用登録と YANACA(カード) 登録

YANACAアプリを
起動し、利用する方を
登録してください。



「初めてアプリを利用する方」
を選択。



メールアドレスと
パスワードを登録。



メールに届いた
認証コードを入力。



カード登録画面が表示されます。
「スキャンして登録」を選択。

YANACAアプリに、
お使いのカードを
登録してください。



アプリのカメラから、カード裏面の
QRコードを読み込み。



カード登録の完了画面が
表示されます。



アプリのホーム画面が
表示されます。

ホーム画面で
残高確認が
できます

3

YANACAアプリ での料金お支払い

YANACAアプリの
ホーム画面から、
料金お支払い用の
QRコードを表示することで
料金お支払いができます。



画面下から、「コード決済」を選択 料金支払い用QRコードを表示



お支払い時に
QRコードを
提示してください。

YANACA、YANACAアプリについて

YANACAは、対象のタクシーと離島航路の料金お支払いに利用できるカードです。
対象となる柳井市民の方に、助成金が入金されたYANACA(カード)をお渡しています。
スマートフォンアプリでもYANACAをご利用いただけます。

対象となる方

以下の条件をすべて満たす方が対象となります。

- 令和7年4月1日時点で、15歳以上75歳未満の人
- 柳井市内に住民票がある在宅の人
- ご自身で自動車を運転しない人
- 柳井市障害者タクシー福祉割引証の交付を受けていない人

申請方法

- 申請者の本人確認書類

本人確認書類

マイナンバーカード、介護保険証、年金手帳、健康保険証、住民票など

申請者が 代理人の場合

対象者の本人確認書類及び代理人の本人確認書類をお持ちいただき、申請してください。

申請場所

- 柳井市役所 3階商工観光課、各出張所・連絡所



やない電子申請サービスからも申請できます。

利用手順



タクシー 柳井第一交通・柳井三和交通

乗車時に、YANACAが利用できるか確認してください。



運賃お支払い時に、YANACAカードもしくは、アプリのQRコードを提示してください。



離島航路 平郡航路

回数券購入時または運賃お支払い時にYANACAカードもしくは、アプリのQRコードを提示してください。



平郡航路をご利用ください。



お問い合わせ / 柳井市経済部商工観光課

〒742-8714 山口県柳井市南町一丁目10番2号 電話：0820-22-2111 FAX：0820-23-7474

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。